

おわりに

平成 28 年 10 月から、この第 2 期計画の策定に向けてスタートし、地域のみなさまをはじめ、平野区地域福祉計画策定委員のみなさま、平野区社会福祉協議会など関係機関のみなさまのご協力を得て、策定できましたことにつきまして、心から厚くお礼申し上げます。

平野区では、現在もなお、多くの福祉課題が山積しており、今後、予想される少子高齢化の進行などによる多様な福祉課題の増加がさらに見込まれます。このような状況の中で、第 2 期計画の理念「すべての人と人とがつながり支えあうまちづくり」をもとに、地域福祉を推進する主人公を「地域住民のみなさま」として、課題解決に向けてさまざまな主体が連携し進めていく第 2 期計画をお示しすることにいたしました。今後は、平野区のみなさまとの協働がとても重要になってまいります。

そこで、この計画では、理念や基本的な考え方、日常生活における行動例などの平野区のみなさまに身近な内容で、分かりやすくお伝えすることができるよう表現するとともに、一人でも多くの方に知っていただけるような周知活動を進めてまいります。このことにより、平野区内での「地域福祉の心」や「さまざまな取組」が平野区のみなさまに深く理解され浸透していき、支える人も支えられる人もお互いを支えあい、一人ひとりがいつまでも安心して暮らし続けることができる平野区につながっていくと考えております。

平野区としては、さまざまな人たちが世代の枠を超えて交流し、多様なつながり・支えあいを生む「多世代交流」を地域福祉の課題を解決する重要なキーワードとして、みなさまと一緒に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご協力ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

●平野区地域福祉計画（第 2 期）策定の経過

第 2 期計画の策定においては、地域福祉に関するさまざまな分野の専門的な意見を反映する必要があることから、次のように、社会福祉事業に従事する方、社会福祉活動を行う方、医療専門職、学識経験者などにより構成される策定委員会を開催してきました。

・第 1 回 策定委員会 平成 28 年 10 月 13 日（木）開催

【概要】

委員会の策定委員長は、委員の互選により、桃山学院大学教授の石田委員が選任され、職務代行者として、平野区民生委員児童委員協議会・児童委員活動推進部会 部会長の川野委員が石田委員長から指名されました。

第2期計画の策定に向けたスケジュールや計画の期間の考え方、第1期計画の振返りから第2期計画策定に向けた方向性・骨子の考え方などを共有いただいたうえで、第2期計画における数値目標の設定の考え方や平野区における各団体の地域福祉に関する取組の集約と分析、多様な主体による連携のあり方、相談できるしくみづくりなど、さまざまなご意見をいただきました。

・ 第2回 策定委員会 平成29年1月12日（木）開催

【概要】

第1回策定委員会でのご意見の整理と今後の方向性、第2期計画の構成や目次（案）、平野区の特徴を踏まえた具体的な取組の考え方について共有しました。

そして、第2期計画の素案づくりに向けて、章立てや全体の構成、第2期計画における目標数値とPDCAの考え方、平野区の各地域の共通する項目および高齢化が進行している地域状況の考え方、統計情報の取扱、計画策定後の周知方法など、さまざまなご意見をいただきました。

・ 第3回 策定委員会 平成29年3月16日（木）開催

【概要】

第2回策定委員会におけるご意見の整理や今後の策定に向けたスケジュール、第2期計画の素案を作成するにあたり考え方を共有しました。

そして、第2期計画における「自助」「共助・互助」「公助」の考え方、第3章「平野区の特徴を踏まえた地域福祉」の記載や表現に関する考え方、区民への周知方法、こどもに関する取組の考え方、認知症対策や地域の福祉活動からの視点など、さまざまなご意見をいただきました。

・ パブリック・コメントの実施 平成29年4月21日（金）～5月19日（金）

意見4件

・ 第4回 策定委員会 平成29年7月13日（木）開催

【概要】

第3回策定委員会におけるご意見および4月21日から5月19日において実施したパブリック・コメントにおけるご意見に対する考え方と修正内容を共有しました。

そして、第2期計画の案について、今後も増加が予想される認知症に関して徘徊者発見協

力団体の開拓、予算と第２期計画の関連性、第２期計画策定後の周知や浸透が重要であることなど、さまざまなご意見をいただきました。

平野区地域福祉計画策定委員会 名簿

氏名	専門分野	役職等
石井 順一	居宅介護事業・福祉施設関連	平野区居宅介護保険事業者連絡会 会長 平野区社会福祉施設連絡会 監事
石田 易司	社会福祉・市民活動ボランティア	大阪市ボランティア・市民活動センター所長 桃山学院大学教授
植西 正子	社会福祉関連	社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会 評議員
川野 光男	こども・子育て支援	平野区民生委員児童委員協議会 児童委員活動推進部会 部会長
鈴木 大介	社会福祉・地域福祉計画	平野区地域別福祉活動目標策定アドバイザー 甲南女子大学准教授
田口 忠宏	保健・医療	一般社団法人 大阪市平野区医師会 理事
竹森 康仁	保健・医療	一般社団法人 平野区歯科医師会 会長
鶴澤 知典	高齢者福祉	平野区地域包括支援センター運営協議会委員長
中谷 正晴	保健・医療	一般社団法人 大阪市平野区医師会 会長
撫井 弘二	保健・医療	一般社団法人 大阪市平野区医師会 理事
保田 眞規生	障がい者福祉	平野区地域自立支援協議会 代表
安永 政利	保健・医療	一般社団法人 大阪府薬剤師会平野区薬剤師会 会長

五十音順・敬称略

巻末 用語集

読み	用語	概要
あ	アウトリーチ	アウトリーチとは本来、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、さまざまな場合に用いられます。 社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動であるソーシャルワークや、福祉サービスの一般的実施機関が、その職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のことを言います。
い	いきいき脳活	高齢者が認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住んでいる地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、地域全体で取組を進めていくことが必要です。そのためには、高齢者のみならずそれぞれの方が、自ら認知症の予防に関心を持ち、ご自分に合った方法、内容で、継続して取り組まれることが大切であることから、平成28年度から開始した「平野区認知症予防推進事業」の通称名です。
い	いきいき百歳体操	高齢化率の高い平野区では、「高齢者の方々が地域において元気でいきいきと暮らせるよう」、平成21年から介護予防に効果がある「いきいき百歳体操」に取り組んでいます。 この体操は、おもりを使った簡単な筋力運動で、週に1～2回行うことで運動機能の低下を防ぐ効果があります。また、仲間ができるため、閉じこもり予防、さらには認知症予防も期待できます。
い	インフォーマルサービス	公的機関や専門職による法律や制度に基づくサービス（フォーマルサービス）以外の支援のことです。具体的には、家族や隣近所、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられます。 サービスの質や提供されるサービス量は公的なサービスに比べて一定していませんが、顔見知りの方々による援助であることや、公的なサービスにない細やかなニーズに対応できるというメリットがあります。 （参照：地域包括ケアシステム）
え	エルムおおさか （大阪市発達障がい者支援センター）	発達障がいのある方やその家族を対象に、発達障がい児・者に関する療育や就労などの各種相談に対応する機関です。発達障がいに関する情報提供や助言を行うとともに、相談内容により学校や施設などの関係機関と連携して、問題解決・軽減のための支援を行います。 また、地域の関係機関・事業所などへの啓発・研修・支援、ペアレント・トレーニングなどの親支援講座を実施しています。
お	大阪府地域医療構想	平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となる、超高齢社会を迎えることにより、今後、さらなる医療・介護の充実が必要となります。 「地域医療構想」は、平成26年の通常国会で成立した「医療介護総合確保推進法」に基づき、都道府県において、医療や介護に関する他の計画との整合性を図りながら、平成37年（2025年）の医療需要と病床の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策などを定めるものです。 大阪府では、平成28年3月に「大阪府保健医療計画」の一部として、「大阪府地域医療構想」を策定しています。
か	介護保険事業者連絡会	介護保険の利用者の立場に立った質の高いサービスの提供を通じて、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的に、さまざまな法人格を持つ事業者や、多様な介護保険サービスを提供できる事業者が集まり、平成27年4月に発足した会です。 また、所属してる事業者の相談し合えるネットワークづくり、行政機関・他団体との連携などの活動を続けています。

読み	用語	概要
か	かかりつけ薬局・薬剤師	大阪府薬剤師会「認定かかりつけ薬局」制度において、地域の患者さんのために、平成28年度から開始されたしくみであり、かかりつけ薬局にはマークがあります。 ・調剤を通じたセルフメディケーション支援への対応 ・後発薬へ切り替えや、一般用医薬品・健康食品などについて説明や相談 ・薬剤服用歴により薬の重複や飲み合わせなどをチェック ・在宅患者への訪問や正しい服用方法・状況などの確認が実施されています。
き	キッズひらちゃん子育て応援団	次世代を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、いきいきと自立して生きる社会、こどもを産み育てることに安心と喜びを感じることが出来る社会をめざすため、子育て支援にご協力いただける企業・店舗などの方々を募集・登録するものです。 登録いただいた応援団のみなさんには、子育てグッズのプレゼントを行うなど、乳幼児健診や子育て支援事業をより魅力的にするとともに、子育て世代への情報発信や交流を通じて子育て世代のニーズの把握や子育てに不安を持つ保護者への支援のお手伝いをさせていただきます。
き	虐待防止活動評価検討会	区職員と地域包括支援センターなどにおいて、高齢者に対する虐待状況の早期終結を目的に処遇検討を行い、虐待が起こった要因を分析、明確化し、その防止対策について検討するため定期的に実施している会議です。
き	キャラバン・メイト	「みんなが住み慣れた平野で楽しく安心して暮らしていく」ことを目標に、認知症啓発活動として、認知症を正しく理解し、地域にお住いの認知症の方を温かく見守る応援者を養成するため「認知症サポーター（キッズを含む）養成講座」を実施するボランティアの講師です。 最近では、認知症への関心の大きさから区内の地域や学校、銀行への啓発などの活動を行っています。
く	くらしサポートセンター平野	生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題にも対応し、個々の相談に適切な支援が届くよう、窓口として区役所内に「くらしサポートセンター平野」を開設し、こどもの不登校相談や就労相談、債務整理など生活全般の相談を受付しています。 （参照：セーフティネット、生活困窮者自立支援法）
く	グループトレーニング	初めての育児への不安や悩みなどの解消を目的に開発された、子育て支援のための「親支援プログラム」における、保護者向け子育て支援の手法の一つで、集団指導により実施します。 平野区では、親支援プログラムの一つである「P P P（トリプルP）」において、このグループトレーニングを実施しています。
く	グループホーム連絡会	認知症である利用者が、信頼し安心して、その人らしく暮らせるための生活支援を行い、住んでいる地域社会とのつながりの中で生活が継続できるサービス体制を確立するため、区内のグループホーム事業者が自発的に連携・協力している会です。
こ	高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業	高齢者などが疾病を抱えても住んでいる地域で生活が続けられるよう、医療・介護関係者などからの相談を受ける窓口として「在宅医療・介護連携支援コーディネーター」を配置し、連携の調整や、必要に応じた情報提供などの支援を行うことにより、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築することを目的とする事業です。

読み	用語	概要
こ	こども食堂	経済的な事情などの理由により、孤食や家庭で十分な食事がとれなくなったこどもに対して、無料もしくは安価な食事や安心して過ごせる居場所を提供する民間発の活動です。最近では、地域のすべてのこどもや親、地域の大人など、対象を限定しない食堂が増えています。 また、食堂という形を取らず、こどもが放課後に自宅以外で過ごす居場所の中で食事を出しているところもあります。 (参照：平野区みんな食堂ネットワーク)
こ	こども相談センター	大阪市の児童相談所として18才未満のこどもに関わる家庭、その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、総合的な調査、診断、判定などに基づき、必要な助言指導や施設入所などの援助を行っています。 相談内容は、 (1)親の病気・離婚・家出などにより家庭での養育が困難 (2)家出・万引き・怠学などの問題行動 (3)イライラしてこどもを叩いてしまう・顔も見たくない・世話をしたくない (4)ことばのおくれなどの発達に心配がある (5)落ち着きがない、乱暴、性格や行動で困ることがある (6)ひきこもり・不登校、こどもの学習や対人関係 また、里親相談、不登校・学習・対人関係などの教育相談は、こども相談センターで一括して相談を実施しています。
こ	こどもの生きる力育成支援事業	こどもの生きる力につながる基礎学力や生活習慣の定着を図り、児童・生徒が自立した大人になれるよう、さまざまな理由で不登校に陥るおそれのある中学生を、学校や地域と連携しながら支援する事業です。 発達障がい、教育分野などに関する専門的な知識や技術を有する区専属の不登校相談員を配置し、区内市立中学校へ巡回・派遣しています。 また、不登校・ひきこもりなど、困難な状況にある生徒及びその保護者・家庭に対し、学校・教育委員会・保健福祉センター・こども相談センターをはじめとした関係機関などのネットワークを通じて、生徒が置かれた環境への働きかけなどを行い、中学校生活の定着をめざしています。
さ	在宅医療	地域住民が要介護状態になっても、必要なサービスを必要な分だけ受けられることができ、住んでいる地域においていつまでも自分らしく安心して住み続けることが大切です。 そのためには、在宅医療サービスの提供体制と介護サービスなどとの連携が重要です。平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となる、超高齢社会を迎えることにより、今後、さらなる医療・介護の充実が必要となります。そのため、ますます在宅医療の役割が重要となることから、平野区在宅医療ケアネットワーク委員会において、平野区の在宅医療と介護連携の推進に取り組んでいます。 (参照：平野区在宅医療ケアネットワーク委員会)
さ	在宅歯科ケアステーション	在宅歯科医療提供体制の推進を図るため、歯科訪問診療に関する相談窓口を設置し、歯科医師などの紹介などを実施しています。 また、寝たきりの方またはそれに準ずる方（一人での通院が困難な方）を対象に、在宅歯科診療・口腔ケア指導を実施しています。 お問合せについては、巻末の相談先リストを参照してください。

読み	用語	概要
し	社会福祉協議会	「安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目的として、地域の中にある福祉問題を解決するために地域住民が話し合ったり、共に活動する場づくりをしながら、福祉事業を推進する社会福祉法に基づいて設置される非営利の民間組織です。市町村レベルでは、大阪市社会福祉協議会があり、各区にも実施機関が設置されています。 平野区社会福祉協議会は、社会福祉・保健・医療・教育などの関係者及び区内の各種団体で構成されている民間福祉団体であり、区内の関係機関・団体と連携を図りながら、地域課題に応じたきめ細かいサービスの開発・実施や住民活動の支援、広報活動、区内の福祉に関するネットワークづくりなど、地域福祉向上のためにさまざまな事業を企画運営しています。
せ	セーフティネット	福祉分野における「セーフティネット」については、地域社会の支えを必要とする方を守るためのしくみのことを言い、例えば、経済的な事情などにより生活困窮状態になった場合、生活が全くできず、最低限度の生活を送れるようにすることをめざし、その人の状態に合わせて自立した生活ができるような扶助・支援を目的とする「生活保護法」や「生活困窮者自立支援法」などの公的な制度などを意味します。 (参照：くらしサポートセンター平野、生活困窮者自立支援法)
せ	生活困窮者自立支援法	近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するために平成27年4月より施行された法律です。 複合的な課題にも対応し、個々の相談に適切な支援が届くよう、平野区では窓口として「くらしサポートセンター平野」を開設し、こどもの不登校相談や、就労相談、債務整理など生活全般の相談を受付しています。 (参照：くらしサポートセンター平野、セーフティネット、)
ち	地域資源	地域社会に存在する人材、NPOなどの団体、施設、物資、資金、技術、情報などの総称です。
ち	地域包括支援センター、ランチ（総合相談窓口）	高齢者の方々が住んでいる地域で安心して生活が続けられるように、専門の職員がさまざまな関係機関と協力しながら支援する介護保険法で定められた機関です。平野区では大阪市からの委託を受けて、地域包括支援センター5か所、ランチ6か所設置されています。
ち	地域福祉活動コーディネーター	誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりをめざして、平成26年度に、概ね小学校区域に一人ずつ配置されました。各地域において、福祉活動の担い手とともに、見守りや相談を実施するなど、地域福祉のネットワークづくりをめざしています。 身近な相談援助や地域福祉のネットワークづくり、地域の実情に応じた見守り活動、地域包括支援センターなどの専門支援機関や社会福祉協議会などとの連携、ボランティアとの連携などを行っています。
ち	地域包括ケアシステム	地域住民が重度な要介護状態になっても、必要なサービスを必要な分だけ受けることができ、住んでいる地域でいつまでも自分らしく安心して住み続けることができるしくみをめざしています。そのためには、生活の基盤となる住まいにおいて、保健や医療などのサービス、在宅福祉などの福祉サービス、地域におけるインフォーマルサービスなどが連携し、一体的・体系的に提供されることが必要です。 (参照：インフォーマルサービス)

読み	用語	概要
て	DV（ドメスティックバイオレンス）	英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したものであり、略して「DV」と呼ばれることがあります。 「ドメスティック・バイオレンス」が何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力」という意味で使用されます。 なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（略称：「DV防止法」）においては、被害者を女性に限定していませんが、DVの被害者の大半が女性となっています。
に	ニア・イズ・ベター	「補完性・近接性の原理」とも言われます。住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方であり、大阪市では「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追求した新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざし、平成24年7月30日に「市政改革プラン」をとりまとめました。 （参照：平野区将来ビジョン）
に	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、地域にお住まいの認知症の方を温かく見守る応援者のことを言います。 （参照：キャラバン・メイト）
は	発達障がい	発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。主な3つの症状は次の通りです。 (1)自閉症スペクトラム障がい ・自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がいを含めて自閉症スペクトラム障がいとも言います。 ・典型的には、相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り（こだわり）の3つの特徴が現れます。 (2)学習障がい（LD） ・全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみがとりわけ難しい状態を言います。 (3)注意欠如多動性障がい（ADHD） ・大切な予定を忘れるなどの発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が一般的に7歳頃までに現れます。 （参照：発達障がいサポート事業）
は	発達障がいサポート事業	市立の小中学校の在籍者でADHD（注意欠陥・多動性障害）などの発達障がいにより行動面に課題がある児童・生徒に対し、学校生活上の行動面における適切なサポートを行うことにより、児童・生徒の健全な育成をめざすことを目的とした事業です。 （参照：発達障がい）
ひ	平野区運営方針	運営方針は、「施策の選択と集中」の全体像を示す方針として毎年度各局区などにおいて策定しているものであり、平野区においては、平野区将来ビジョンやこの第2期計画などの区政全般にわたる主要事業における単年度のアクションプランになっています。 （参照：平野区将来ビジョン）
ひ	ひらのオレンジチーム（認知症初期集中チーム）	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住んでいる地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護福祉の専門職で構成する「ひらのオレンジチーム（認知症初期集中支援チーム）」を地域包括支援センターに設置しています。 初期集中支援をはじめ、若年性認知症の方への支援や地域の認知症対応力向上への取組を委託により実施する専門員グループのことを言います。

読み	用語	概要
ひ	平野区こどもたちの「生きる力」育成プロジェクト+10（プラステン）	本プロジェクトは、平野区のこどもたちの基礎学力・体力や家庭の教育力、社会性や規範意識を高めるとともに、困難な状況にあるこどもや家族が抱える課題解決への支援に取り組むため、対応する重点施策を体系化したものです。 また、平野区将来ビジョンに掲げる「こどもの生きる力の向上」の中長期的なアクションプランになっています。 （参照：平野区将来ビジョン）
ひ	平野区在宅医療ケアネットワーク委員会	地域住民が要介護状態になっても、必要な医療・介護サービスを受けながら、住んでいる地域で自分らしく暮らし続けるためには、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することが必要です。 平野区では、医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ在宅医療・介護の関係者により「平野区在宅医療ケアネットワーク委員会」を設置し、平野区における在宅医療と介護連携の推進に取り組んでいます。 （参照：在宅医療）
ひ	平野区障がい者相談支援センター	障がいがある方やその家族などの地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関などの情報提供などを行っています。 また、障がいがある方の賃貸契約による一般住宅への単身入居を支援するため、入居に必要な調整や家主などへの相談・助言や、夜間を含めて緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整を行なうとともに、障がい者虐待に関する通報届出の窓口や、地域に密着したシステム構築のための中心的な役割を担い、指定相談支援事業所などの後方支援などを行っています。 ピアカウンセリングとは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、仲間として行うカウンセリング。
ひ	P D C A（ピーディーシーエー）	仕事をどのような過程で回すことが効率よく業務を行えるようになるかという理論・ビジネス用語であり、Plan（計画）・Do（実行）・Check（点検・評価）・Action（改善）の頭文字を取っています。 大阪市では、成果を意識した市政運営の実現に向けて、市の施策及び事業においてP D C Aを繰り返すマネジメントサイクルを適切かつ着実に推進するための基本的な事項を定めています。
ひ	平野区のこどもたちを元気にする宣言	平野区の明るい未来のため、平野区のこどもたちを元気にするために、こどもたちや保護者への支援に携わっている方々、学校、地域と区役所がともに考え行動し、地域ぐるみでこどもの健やかな成長を支援することを目的とした「平野区のこどもたちを元気にする会議」を立ち上げ、1年以上にわたり議論してきました。 この会議での議論を踏まえ、平野区に関わるすべての人が、未来を担うこどもたちのために、それぞれの立場や分野で取り組んでいくことについて、平成26年5月5日に宣言しました。

読み	用語	概要
ひ	平野区ささえ愛支援員 (生活支援コーディネーター)	今後、さらに増加する高齢者の生活支援ニーズに対応していくため、住民主体のサービスをはじめ、NPOやボランティア、民間企業などの多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制の構築を支援する必要があります。 地域資源の開発や関係者間のネットワーク構築、地域ニーズに応じた多様なサービス提供主体を確保するための調整などを行う専門員であり、平野区においては、平成28年9月から「平野区ささえ愛支援員」という名称で活動を開始しています。
ひ	平野区将来ビジョン	将来ビジョンは、大阪市の市政改革の基本的な考え方である「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)が徹底され、住民が身近な区において、施策や事業を決定していく住民自治・区政運営を実現するために策定したものです。 区の将来像やその実現に向けた施策の方向性を公表し、区民や地域のみなさまのご意見をお聴きしながら、区内の基礎自治行政を総合的に推進しています。 (参照：ニア・イズ・ベター、平野区運営方針、平野区こどもたちの「生きる力」育成プロジェクト+10(プラステン))
ひ	平野区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議	障がい者・高齢者虐待防止などの適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する者などが、障がい者・高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有し、有機的に連携協力できる体制を強化することを目的とした会議です。
ひ	平野区セーフティネット連絡会議	複合的な課題を抱える人や家庭を、各分野の専門職が連携して支えることができる地域支援力の向上をめざし、平野区社会福祉協議会や行政職員などの実務者による、各業務の理解促進と平野区の課題について情報交換を行う会議です。
ひ	平野区地域自立支援協議会	障がい者の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、平野区における相談支援事業をはじめ障がい者福祉に関するシステムづくりに関して協議している場です。 なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に基づき設置されています。
ひ	平野区ボランティア・市民活動センター	平野区社会福祉協議会内に開設されているボランティア・市民活動全般の窓口です。
ひ	平野区みんな食堂ネットワーク	平野区では、こどもたちが経済的な理由や家庭環境に左右されることなく、地域において住みやすく健やかに育まれるよう「こども食堂」などのこどもの居場所活動や、世代を超えたつながりづくりのサポートを行う「みんな食堂ネットワーク拠点事業」を平成29年6月から実施しています。 また、活動団体などの実施主体同士のネットワーク構築により、団体相互の情報交換などを促すとともに、地域団体や学校園などとの連携を通じて、こどもの居場所活動の地域定着への支援を行っていきます。 加えて、こどもを中心に、世代を超えた多様なつながりの場となり、子育てに課題があり、孤立しつつある親への地域社会とのつながりや担い手の支援により、こどもへの社会教育の側面を含めて、地域住民同士が気軽に集える交流を広げていくことをめざしています。 (参照：こども食堂)

読み	用語	概要
み	見守り相談室	地域と行政が緊密に連携し、日頃からの見守り活動や住民間のつながりづくりを推進するとともに、地域の関係団体や関係機関などとのネットワークの強化を図るため、平野区社会福祉協議会において「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（大阪市委託事業）を実施している組織です。 福祉専門職のワーカーや、名簿提供にかかる同意確認の調査員を配置し、 要援護者の名簿提供にかかる同意確認 孤立世帯などへの専門的な対応 認知症徘徊者行方不明時の早期発見に向けた協力体制の構築の3つの取組を行っています。 （参照：要援護者）
み	民生委員・児童委員 主任児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。 そして、児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行っています。 また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
ゆ	有料サ高住連絡会	介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する、バリアフリー構造などを備えた賃貸住宅である「サービス付き高齢者住宅」（略称「サ高住」）の運営者で構成する会です。
よ	要援護者	一般的に、災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、身を守るために安全な場所へ避難するなどの行動をとるのに支援を要する人として、高齢者・障がい者・児童・妊婦などを意味する「災害時要援護者」と用いられることがありますが、平野区地域福祉計画においては、支援を要する人たちを考えています。 （参照：見守り相談室）
よ	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2に基づき設置され、要保護児童の早期発見やその適切な保護、または要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関（保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関など）や関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者が、要保護児童などに関する情報や考え方を共有し、支援の内容に関する協議などを行っています。
り	療育機関	障がいのあるこどもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育や教育などを行う機関のことを言います。 平野区では、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練部門として「大阪市更生療育センター」が療育に関する支援・指導事業を行っています。
る	るんるんネット	医療と介護・福祉のネットワークを活用し、認知症高齢者支援のみならず、今後急速に増加が見込まれる高齢者の在宅生活を支援するための医療と介護・福祉の連携体制の定着・発展を図るため、連絡・相談会の場を設け、認知症サポート医との連携体制を継続的に深めています。（大阪市の委託事業「認知症等高齢者支援地域連携事業」）

読み	用語	概要
ろ	老人クラブ連合会	老人クラブとは、生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に資することを目的とした、概ね60歳以上の方で構成される組織であり、会員自らの教養の向上、健康の増進のための各種事業や、地域での他世代との交流事業やボランティア活動を実施しています。 老人クラブ連合会においては、平野区内の老人クラブ相互の調整を図り、その発展を期し区内在住の福祉増進を目的とし、各地域関係団体と連携し福祉活動を実施しています。
ろ	老人福祉センター	60歳以上の方々が、健康で楽しい生活をしていただくため、各種の相談に応じたり、各種教養講座を実施するとともに、健康の増進や教養の向上、レクリエーションなどの事業、老人クラブへの援助などを行っています。

相談先リスト

●介護や高齢者の日常生活の相談先

No	相談窓口	対象地域
1	平野区地域包括支援センター ☎6795 - 1666 平野東 2-1-30	平野・平野西・ 新平野西・平野南・
2	加美地域包括支援センター ☎4303 - 7703 加美北 7-1-2	加美・加美南部・ 加美北・加美東
3	長吉地域包括支援センター ☎6769 - 0036 長吉出戸 6-8-21	長吉東部・長原東・ 六反東・長吉六反・ 長吉西部・長吉出戸
4	瓜破地域包括支援センター ☎4392 - 7436 瓜破 2-1-65 ピアン平野 1 階	瓜破・瓜破西・ 瓜破東・瓜破北
5	喜連地域包括支援センター ☎6797 - 0555 喜連西 3-15-23	喜連・喜連西・ 喜連東・喜連北
6	平野ランチ【平野地域在宅サービスステーション】 ☎6797 - 0032 背戸口 1-16-30	平野西・新平野西
7	長吉ランチ【特養 長吉】 ☎6790 - 0007 長吉川辺 3-20-14	長吉南・長原（一部） 長吉東（一部）
8	長吉六反ランチ【長吉六反地域在宅サービスステーション】 ☎6702 - 4466 長吉六反 4-5-26	長原（一部）・ 長吉東（一部）
9	瓜破西ランチ【てんそう苑】 ☎6703 - 9712 瓜破西 2-10-10	瓜破西・瓜破北
10	喜連ランチ【特養 喜連】 ☎6790 - 6666 喜連 2-2-40	喜連・喜連北
11	喜連東ランチ【博寿荘】 ☎6700 - 2060 喜連東 3-6-40	喜連東
12	平野区在宅歯科ケアステーション ☎6701 - 5883 【注】月・水・金 10:00～14:00	歯科訪問診療に関する相談
13	ひらのオレンジチーム（認知症初期集中支援チーム） ☎6769 - 0015 【長吉地域包括支援センター】 長吉出戸 6-8-21	認知症の早期の対応に関する相談

記載している情報は平成 29 年 3 月末時点

● 障がい手帳や日常生活サービスの相談先

No	相談窓口	相談の概要
1	平野区保健福祉センター保健福祉課（地域福祉） ☎4302 - 9857 背戸口 3-8-19	障がい者手帳(身体・療育・精神)、施策にかか る相談など
2	大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター ☎6797 - 6561 喜連西 6-2-55	身体障がい、知的障がい、こどもの発達にか かる相談など
3	大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 【 “ はーとふる ” ぷらざ 】 ☎6797 - 6562 喜連西 6-2-55	<u>18 歳以上</u> の知的障がいにかか る相談 など
4	大阪市南部こども相談センター ☎6718 - 5050 喜連西 6-2-55	<u>18 歳未満</u> の障がいにかか る相談など
5	大阪府高次脳機能障がい相談支援センター (大阪府障がい者自立支援センター内) ☎6692 - 5262 住吉区大領 3-2-36	高次脳機能障がいにかか る相談
6	大阪府立急性期・総合医療センター ☎6692 - 1201 (内線 3234) 住吉区万代 3-1-56	高次脳機能障がいにかか る医療診断
7	エルムおおさか(大阪市発達障がい者支援センター) ☎6797 - 6931 喜連西 6-2-55	発達障がいにかか る相談など
8	平野区障がい者相談支援センター ☎6797 - 6691 喜連西 6-2-55 (大阪市職業リハビリテーションセンター内)	(身体・療育・精神)障がいにかか る相談 など
9	南部地域障がい者就業・生活支援センター ☎6704 - 7201 喜連西 6-2-55 (大阪市職業リハビリテーションセンター内)	障がい者の就業に関する相談など

記載している情報は平成 29 年 3 月末時点

● 出産前から育児・子育ての相談先

No	相談窓口	相談の概要
1	平野区保健福祉センター保健福祉課 (子育て支援室) ☎4302 - 9936 背戸口 3-8-19	心身の発達・しつけ・虐待・親子関係など子育てに悩んだとき 赤ちゃんが産まれるけど、入院代が払えそうにない(助産施設への入所相談)
2	子育てコンシェルジュ(子育て支援相談員) ☎4302 - 9936 背戸口 3-8-19	幼稚園・保育園・認定こども園など、何を選んだらいいのか 親子で集える場所の案内など
3	平野区保健福祉センター保健福祉課(保健活動) ☎4302 - 9968 背戸口 3-8-19	妊婦教室や乳幼児健診 保健師による妊娠中から産後の育児や健康に関する相談
4	平野区保健福祉センター保健福祉課(保健活動) ☎4302 - 9968 背戸口 3-8-19	発達相談(身体・発達・行動上の心配)、4・5歳児の発達障がい相談
5	発達障がいについて話し合う会 ☎6795 - 2525 平野区社会福祉協議会 平野東 2-1-30	発達障がい関連
6	不登校・ひきこもり親の会 ☎6795 - 2525 平野区社会福祉協議会 平野東 2-1-30	不登校・引きこもり関連
7	くらしサポートセンター平野 ☎6700 - 9250 背戸口 3-8-19	中学生の不登校相談
8	こどもの「生きる力」育成支援事業 ☎4302 - 9903 平野区役所政策推進課 背戸口 3-8-19	中学生への不登校対策支援
9	ひらの青春生活応援事業 ☎070 - 6549 - 6418 一般社団法人 office ドーナツトーク	高校生の不登校
10	教育相談 ☎6718 - 5050 大阪市南部こども相談センター	不登校・いじめ・悩み
11	スクールカウンセラーによる相談 ☎4301 - 3141 大阪市こども相談センター	不登校・いじめ・悩み
12	電話教育相談(保護者専用) ☎4301 - 3141 大阪市こども相談センター	不登校・いじめ・悩み
13	電話教育相談(こども専用) ☎4301 - 3140 大阪市こども相談センター	不登校・いじめ・悩み

記載している情報は平成 29 年 3 月末時点

No	相談窓口	相談の概要
14	24 時間こども S O S ダイアル（全国共通） ☎0120 - 0 - 78310 24 時間電話いじめ相談	不登校・いじめ・悩み
15	メール教育相談 ☎4301 - 3100 大阪市こども相談センター （総合相談窓口）	不登校・いじめ・悩み
16	子ども自立アシスト事業（中学生） ☎6700 - 9250 くらしサポートセンター平野 背戸口 3-8-19	不登校・いじめ・悩み
17	ひとり親家庭サポーター ☎4302 - 9857 平野区保健福祉センター保健福祉課 背戸口 3-8-19	ひとり親の方の仕事に関する相談 離婚前相談
18	ファミリー・サポート・センター平野 ☎6707 - 0900 平野区子ども・子育てプラザ内 瓜破 3-3-64	放課後、親が帰宅するまでこどもを 預けたい、預かりたい方など
19	平野子育て支援センター ☎4303 - 8528 市立加美第 2 保育所内 加美南 1-9-45	子育てで気になっていることはあり ませんか？
20	喜連子育て支援センター ☎6790 - 2800 市立喜連保育所内 喜連 6-7-48	子育てで気になっていることはあり ませんか？
21	長吉子育て支援センター ☎6709 - 2115 市立長吉第 1 保育所 2 階 長吉長原東 2-1-22	子育てで気になっていることはあり ませんか？
22	常磐会学園こどもセンター ☎6790 - 3830 常磐会幼稚園内 流町 2-2-24	子育ての悩み相談や仲間づくり
23	大念仏乳児院 ☎6791 - 5410 平野上町 1-7-3	乳幼児の発育に関する相談など
24	エンゼルサポーター派遣事業 ☎6371 - 7146 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 申請書は子育て支援室で配布	出産後すぐに、家事・育児に困った ときの相談
25	子どもの虐待ホットライン ☎6762 - 0088 児童虐待防止協会	児童虐待の予防と早期発見のための 相談
26	児童虐待ホットライン ☎0120 - 01 - 7285 大阪市こども相談センター	子どもへの虐待を発見した場合や、 「虐待ではないかな？」と気になる 子どもを発見された場合

記載している情報は平成 29 年 3 月末時点

●その他の日常生活の困りごと

No	相談窓口	相談の概要
1	くらしサポートセンター平野 ☎6700 - 9250 背戸口 3-8-19	生活困窮などさまざまなくらしのお困りごと
2	平野ボランティア・市民活動センター ☎6795 - 2200 平野区社会福祉協議会 平野東 2-1-30	ボランティアの各種相談
3	大阪市こころの健康センター こころの悩み電話相談 ☎6923 - 0936 ひきこもり電話相談 ☎6923 - 0090 薬物・思春期関連相談（予約制） 予約電話 ☎4302 - 9968（区保健福祉センター） 自死遺族相談（予約制）☎6922 - 8520	こころの悩みに関する相談 （自殺防止・ひきこもり・薬物・思春期 相談など）
4	平野区保健福祉センター保健福祉課（保健活動） ☎4302 - 9968 背戸口 3-8-19	精神保健福祉相談
5	大阪市成年後見支援センター ☎4392 - 8282（要事前予約） 西成区出城 2-5-20 社会福祉研修・情報センター 3 階	成年後見制度の利用に関する相談 必要に応じて弁護士、司法 書士、社会福祉士による相 談（要事前予約）

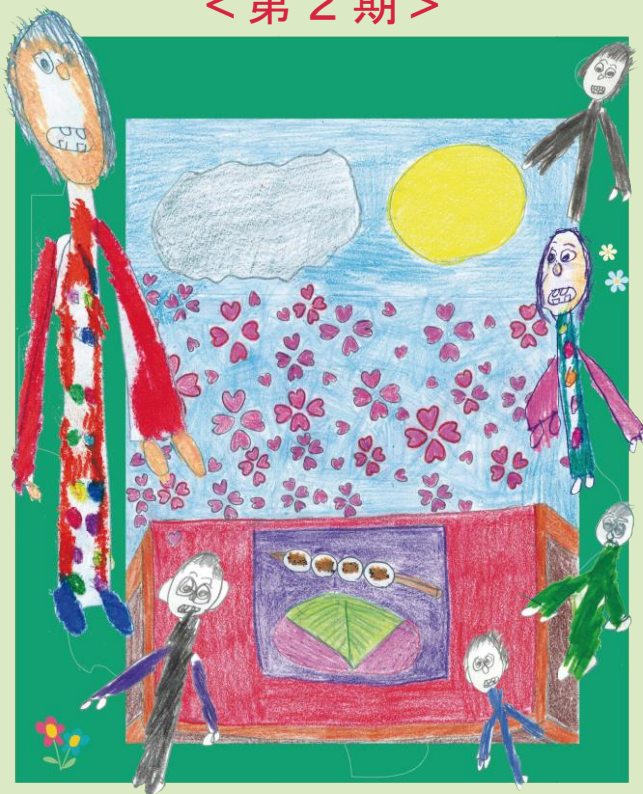
記載している情報は平成 29 年 3 月末時点

●ホームページ検索サイト

No	相談窓口	概要	URL	QRコード
1	大阪府医療機関 情報システム	大阪府内にある全ての医 療機関に関する情報を、 インターネットを通じて 提供するシステム	http://www.mfis.pref.osaka.jp/apqq/qq/men/pwtpmenult01.aspx	
2	大阪府保険薬局 検索システム	住所、薬局名称、医療保 険などの取扱い状況から 大阪府内の薬局を検索す るシステム	http://www.pref.osaka.lg.jp/joho-kensaku/index.php?site=yakkyoku	

記載している情報は平成 29 年 3 月末時点

平野区地域福祉計画 <第2期>



平野区役所

編集・発行：平野区役所保健福祉課
〒547-8580
大阪市平野区背戸口3-8-19
TEL (06) 4302-9857

表紙・裏表紙のイラストは
平野区地域自立支援協議会
にご協力いただきました